

バス路線に関する「地域間幹線系統確保維持計画(原案)」についての意見募集のお知らせ

千葉県バス対策地域協議会印旛分科会

乗合バス事業については、平成14年2月の改正道路運送法の施行に伴い、需給調整規制は廃止され、事業への参入・退出等の規制が緩和されました。

これにより、交通需要の少ない地方部における乗合バス路線については、不採算路線からの退出の加速が懸念され、地域住民の皆様にとって真に必要な生活交通の確保に支障をきたすことが危惧されています

このため、千葉県では「千葉県バス対策地域協議会」(国、県、市町村及びバス事業者で構成)を設置し、さらに各地域に「分科会」を設け、地域のニーズに応じた具体的な生活交通確保のための方策を協議することとしています。

このたび、印旛分科会では、乗合バスを運行するバス事業者から今後の運行について協議申出のあった路線について協議を行い、「地域間幹線系統確保維持計画(原案)」を別紙のとおり取りまとめましたので、公表します。

この原案について御意見等がありましたら、下記により御提出くださるようお願いします。

記

1. 提出方法

意見等の提出は、原則として書面の郵送、ファクシミリ又は電子メールでお願いします。

2. 記入方法

書面または電子メールの件名に、「地域間幹線系統確保維持計画(原案)に対する意見」と明記の上、住所、氏名、路線名及び意見の内容を具体的に記入してください。

3. 提出期限

令和8年6月18日(木) ※郵送の場合は、当日必着

4. 提出先

〒285-8503 佐倉市鏑木仲田町 8-1

千葉県印旛地域振興事務所内「千葉県バス対策地域協議会印旛分科会事務局」宛て

電話番号 043-483-1111

F A X 043-483-2450

メー ル inba-kikaku@mz.pref.chiba.lg.jp

令和 9 年度地域間幹線系統確保維持計画（原案）

○事業に係る目的・必要性、目標、効果、取組

No.	事業者名	系統名	起点・終点 (主な経由地)	1. 目的・必要性	2. 定量的な目標・効果	3. 目標を達成するために行う事業（生産性向上の取組を含む）		
						取組内容	実施時期	実施主体
1	ジェイアールバス関東株式会社	多古本線	八日市場・成田 (多古本町・三里塚・芝山千代田)	<ul style="list-style-type: none"> ・匝瑳高校、多古高校への通学 ・成田駅周辺の通勤・通学・買い物 ・三里塚地域の旅客の通勤・通学・買い物 ・国保多古中央病院への通院の手段として必要である。 ・JR 成田駅や八日市場駅などの交通結節点へアクセスするための主要な交通手段であるために必要である。 	令和 8 年度と比較して収支率 1 % 以上改善	関係自治体及び学校等と連携を図り、イベントや広告媒体を活用することで利用促進に努める。	令和 8 年 10 月以降実施	ジェイアールバス関東株式会社
						継続して Web 定期券の販売促進を行う。	令和 8 年 10 月以降実施	ジェイアールバス関東株式会社
						高校進学等を控えた市内の中学 3 年生に対し、バスの時刻表等の情報を掲載したリーフレットを配布し、バス利用の促進を図る。	令和 8 年 10 月以降実施	成田市
						高校生に対しバスの時刻表や定期券等の情報を記載したチラシを配布する。	令和 9 年 3 月実施	匝瑳市
						市ホームページにバス利用の情報提供の掲載や匝瑳市総合公共交通マップを公共施設やイベント等で配布し、周知及びバスの利用促進を行う。	令和 8 年 10 月以降実施	匝瑳市
						ホームページで路線図・時刻表など路線バスに関する情報提供を実施する。	令和 8 年 10 月以降実施	多古町
						町内イベント等において路線バス乗り方教室を開催する。	令和 8 年 10 月以降実施	多古町

No.	事業者名	系統名	起点・終点 (主な経由地)	1. 目的・必要性	2. 定量的な目標・効果	3. 目標を達成するために行う事業（生産性向上の取組を含む）		
						取組内容	実施時期	実施主体
						中学・高校生等に対し、バス路線の情報を掲載したリーフレットを配布する。	令和9年4月以降 実施	多古町
						芝山町地域公共交通計画に基づく路線の維持として、町ホームページ等の情報発信により利用促進に努める。また、その他の利用促進手法や取り組みについても検討を実施する。	令和8年10月以降 実施	芝山町

記入要領

1. 系統を維持する目的・必要性を具体的に記載する。（例：〇〇病院への通院、〇〇への買い物、〇〇学校への通学等に必要である）
2. 目標の指標及び目標値は、「事業評価を通じた地域公共交通確保維持改善事業の効果的実施に向けて ガイダンス」を参考に記載する。
3. 目標を達成するための具体的な取組を記載すること。

※「2. 定量的な目標・効果」及び「3. 目標を達成するために行う事業」には、平成29年4月28日国土交通省総合政策局長・自動車局長通達「地域間幹線系統における生産性向上について」を踏まえ、数値目標の設定及び生産性向上の取組を含めること。

令和 9 年度地域間幹線系統確保維持計画（原案）

○事業に係る目的・必要性、目標、効果、取組

No.	事業者名	系統名	起点・終点 (主な経由地)	1. 目的・必要性	2. 定量的な目標・効果	3. 目標を達成するために行う事業（生産性向上の取組を含む）		
						取組内容	実施時期	実施主体
1	京成バス千葉 イースト 株式会社	成田佐原線	京成成田駅・ 佐原粉名口車庫 (来光台)	<ul style="list-style-type: none"> ・大栄地域住民の通勤・通学・買い物 ・佐原高校、佐原白楊高校、成田方面の高校への通学手段 ・佐原駅及び成田駅等交通結節点への交通手段 	令和 8 年度と比較して収支率 1 % 以上改善	検索サイト会社に時刻表のデータ提供を実施し、スマートフォンでの行先検索を容易にし、利便性向上を図る。	令和 8 年 10 月以降実施	京成バス千葉イースト株式会社
						高校進学等を控えた市内の中学 3 年生に対し、バスの時刻表等の情報を掲載したリーフレットを配布し、バス利用の促進を図る。	令和 8 年 10 月以降実施	成田市
						市ホームページ上で、時刻表や割引制度等のバス利用促進に係る情報提供の実施する。	令和 8 年 10 月以降実施	香取市
						中学校卒業予定者へ公共交通の利用促進チラシを配布する。	令和 8 年 10 月以降実施	香取市
						公共交通ガイドマップを作成し、観光施設や中学・高校へ配付する。	令和 8 年 10 月以降実施	香取市

記入要領

1. 系統を維持する目的・必要性を具体的に記載する。（例：〇〇病院への通院、〇〇への買い物、〇〇学校への通学等に必要である）
2. 目標の指標及び目標値は、「事業評価を通じた地域公共交通確保維持改善事業の効果的实施に向けて ガイダンス」を参考に記載する。
3. 目標を達成するための具体的な取組を記載すること。

※「2. 定量的な目標・効果」及び「3. 目標を達成するために行う事業」には、平成 29 年 4 月 28 日国土交通省総合政策局長・自動車局長通達「地域間幹線系統における生産性向上について」を踏まえ、数値目標の設定及び生産性向上の取組を含めること。